

Title	『鳥歌合』覚書
Author(s)	山崎, 淳
Citation	詞林. 1998, 23, p. 35-45
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/67415">https://doi.org/10.18910/67415</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

# 『鳥歌合』 覚書

山崎 淳

## 一 はじめに

中世後期から近世初期に製作されたとされる夥しい数の物語草紙類には、「異類物」と呼ばれる、動植物を主人公とする一群があり、さらにその中には、登場する動植物が歌合を催すという形のものが数点存在する。これら歌合を含めた異類物は、作者圈などについて興味深い問題を提供してくれる点で、今後、その内容に注釈的研究がさらに加えられるべきであろう。本稿で取り上げる大阪青山短期大学蔵「鳥歌合」(以下、「鳥歌合」)も、そうした作品の中の一つである。本稿は、この「鳥歌合」に関していささか気付いた点を報告するものである。なお、本作品は、本号「詞林」に伊井春樹先生による翻刻・紹介がなされているので、適宜参照されたい。本稿でも、この本文を用いる(引用に際しては私に句読点を付した)。

## 二 「鳥歌合」の詠者・和歌・判詞

「鳥歌合」の内容について点描を試みてみよう。まず、「鳥歌合」の詠者である鳥は、三十六羽(十八番)、判者一羽(鶴)の、都合三十七羽である。詠者の「三十六」という数は、三十六歌仙の伝統によつたものであろう。歌合の構成及び勝敗は、以下の如くとなっている。

一番	左(持)	鶯	二番	左	鶯
	右	鶺鴒		右(勝)	鶯
三番	左	鷹	四番	左	鳥
	右(勝)	鶺鴒		右(勝)	百舌
五番	左(持)	鶯	六番	左(勝)	雉
	右	雀		右	鳩
七番	左(勝)	鳴	八番	左(勝)	水鶏
	右	尾長		右	雲雀
九番	左(持)	鶯	十番	左(持)	鴨
	右	鶺鴒		右	火燒

十一番	左	鶯	十二番	左(勝)	鳩
	右(勝)	山唐		右	翡翠
十三番	左(勝)	五位	十四番	左(持)	鴝
	右	鶉		右	鶯
十五番	左	鶉	十六番	左	都鳥
	右(勝)	鶉		右(勝)	鶉
十七番	左(勝)	鶉	十八番	左(持)	鶉
	右	水札		右	鶉

なお、五番の左歌では、

かり人にのむてふいをの数そへばおしかえさるゝむねのくるしさ

と明らかに「鶉飼」のことが詠まれているのにもかかわらず、詠者の名は「鶉(あひる)」となつてゐる。これはあるいは誤写かもしれない。

さて、登場するこれらの鳥は特に珍しいものではない。参照のため、他の歌合の構成を次に挙げてみる。傍線を付したものは、「鳥歌合」と重なる鳥達である。

・内閣文庫蔵「鳥歌合」(判者は鶯)

- 一番(鶉・時鳥)、二番(雲雀・山鳥)、三番(鶉・雉子)、  
 四番(雁・鶉)、五番(水鶏・鳩)、六番(鶉・鳥)、七  
 番(千鳥・鳴)、八番(百舌鳥・鶉鷹)、九番(鳩・雀)、十

- 番(山雀・四十雀)、十一番(瑠璃・駒鳥)、十二番(鶉・  
 鳩)、十三番(鶉・寺啄)、十四番(鶉・鶉)、十五番  
 (鶉・鶉)

・内閣文庫蔵「鳥虫あはせ」(判者はひき蛙)

- 一番(雉子・鶉)、二番(鶉・時鳥)、三番(鶉・螢)、四  
 番(鶉・斑鳩)、五番(蝙蝠・蝶)、六番(河鹿・蜻蛉羽)、  
 七番(蜂・雨蛙)、八番(樵虫・雉子)、九番(翡翠・巧  
 婦鳥)、十番(むささび・五位鶉)、十一番(鶉・鶉)、十  
 二番(雉子・斑鳩)、十三番(むささび・蜻蛉羽)、十四  
 番(鶉・雨蛙)、十五番(鶉・時鳥)、十六番(蝙蝠・螢)、  
 十七番(蜂・蝶)、十八番(翡翠・雉子)、十九番(樵虫・  
 五位鶉)、二十番(河鹿・巧婦鳥)

・「四生の歌合」所収「とりの歌合」(判者は鶉)

- 一番(鶉・鳥)、二番(山鳥・雉)、三番(山雀・四十雀)、  
 四番(雀・鳩)、五番(時鳥・鶉)、六番(燕・駒鳥)、七  
 番(類白・火雀)、八番(猿子・鶉)、九番(鶉・鶉)、十  
 番(巧婦鳥・蝙蝠)、十一番(鶉・熊鷹)、十二番(火焼・  
 水鶏)、十三番(鶉・都鳥)、十四番(鳩・掠鳥)、十五  
 番(千鳥・櫻鳥)

こうして見てみると、多くの鳥が重なつてゐることがわか

る。また、右に挙げた三書の中に見えなくとも、「尾長」や「都鳥」などは、やはり鳥達が和歌を詠する「あだ物語」(寛永十七年(一六四〇)刊)の中に登場する。「鳥歌合」の詠者達は、全て他作品にその名を見出すことのできる鳥なのである。

ただし、順番や組み合わせまでが一致することはない。ちなみに他の作品同士では、内閣文庫蔵「鳥歌合」六番と「四生の歌合」一番とが「鳶・鳥」、内閣文庫蔵「鳥歌合」十番と「四生の歌合」三番とが「山雀・四十雀」の組み合わせで一致するものの、それ以外は、やはり同じになることがほとんどないようである。構成に関しては個々の作品の問題とすべきであろう。

鳥達が詠む和歌は、比較的オーソドックスなものである。例えば、三番の右歌は、

秋深き木の実もとむる朝旦身はひへとりの名こそつらけれ

とあり、「身が冷える」と詠者「鶴」の名が掛詞となつてゐるが、これと同趣のものは、「あだ物語」にもある。以下に挙げてみよう。

夜もすがら君をこひぬるひとりねに身のひえ鳥ときらは  
れやせん

これ以外のものも、それぞれの鳥の一般的な属性を詠み込むことが多い。

そして判詞についてだが、このような異類物の一側面として、様々な知識の提示ということがある。「鳥歌合」もその例に漏れず、種々の和歌・故事をその判詞に記している。今、それらを一々列挙することはしないが、十番における次の箇所などは注目されるもの一つである。

右の哥も、火を焼といふに付て、衛士を取出されたる事もより所なきにはあらされとも、もとより衛士のたくひならぬ事は誰もくしれる事也。是人と我らと同じ物ならぬ故なり。た、いまめかしきやうにや聞えなん。いやしきを賤といひ、愚にしておろかなるといはん事は不可然と丹山隠士法印は教へ給ふなと聞え侍り。けにもとそおもひ給ひぬる。

これは、「火烧」が「我身は衛士のたくひならぬを」と詠んだことに対する批判であり、わかりきったことを詠んではならないということであろう。ここに「丹山隠士」の名が見えることは非常に興味深い。なぜならこれは細川幽斎のことだからである。彼の教えとして引かれる「いやしきを賤といひ、愚にしておろかなるといはん事は不可然」と一致する文言は今のところ見出せていないものの、幽斎の歌学を伝える「聞書全集」に、

・おろかなる身、数ならぬ身などの詞、人によりゆめく  
不可詠。愚ならず、又数なるうへより云ふ事なり。  
・当座にのぞんで読む歌に、或出家に法の道、さとの道

のなど云ふ詞、武士にものゝふの道、いさむ心など云ふ詞、賤などのさびしきといふ事へ但之はこなたから思ひやりては読むべし。其身になりては読むべからず。是読み方の口伝なり。漁父など貴人に身をなして読むは悪しく、貴人が漁父には読むなり。

という類似の説が認められる。おそらく「鳥歌合」の引く幽齋の言葉には、こういったものが下敷きにあるとみてよいだろう。とすれば「鳥歌合」の成立は、細川幽齋の活躍していた時代より前になることはあり得ない。

### 三 「鳥歌合」の成立年代

では、「鳥歌合」の成立はいつ頃であろうか。本節ではこの点を考えてみたい。

識語に「時に宝永五つちのえ子のとし十二月十と八日／終日雪ふりける日うつし畢ぬ／志氣飛路」とあることから、宝永五年（一七〇八）十二月十八日を二応の下限とすることができ。ただし、第二節でも指摘したように、本文には誤写と思われる部分も存在するので、現存「鳥歌合」の親本の存在が想定可能であり、従って成立は宝永五年十二月十八日を遡ると見ることもできよう。なお、書写者である「志氣飛路」、おそらく「しげひろ」と思われるこの人物に関しては不明である。

一方上限はいつであるかという点、これもはっきりとは特定できないながら、本文中にそれを示唆する手がかりを見出すことができる。その一つが前節最後に触れた十番の判詞に見える「丹山隱士法印」、すなわち細川幽齋の名である。幽齋は「丹山隱士」の名を、天正十二年（一五八四）には使っており、また法印に叙せられたのは天正十三年十月六日であるから、「鳥歌合」はそれ以降の成立ということになる。

もう一つは、跋文に記された「江府」という語である。これは江戸幕府のことであり、これによって成立は少なくとも江戸幕府が成立した慶長八年（一六〇三）以降であることが確実となり、細川幽齋以後という点とも矛盾しない。

それでも識語に記された年までには百年ほどの間があり、成立年代を特定したなどとはとてもいえないのだが、このようなほころびともいえる、わずかな材料から、「鳥歌合」が近世において作られたものであることが知られるのである。

### 四 跋文について

「鳥歌合」において非常に興味深いのは、その縁起といふべき跋文である。本節では跋文に関し、気付いた点をいくつか報告したい。

跋文の内容を要約すると、次のようになる。

①美濃国に無軒処士という人がいた。彼は昔九卿の家に給仕していた。

②処士は、和歌の道にも造詣深かった。

③主人である亜相の没後、処士は都を出て美濃国に腰を落ち着けた。

④武藏の江府へ下った同志の友を追って、処士も美濃国を出た。

⑤駿河国の沖津で、宿の主人と語り合った。

⑥処士は、三保の明神に参詣することを願ひ、主人も了承した。

⑦明日、処士は主人他数名と舟で三保の浦に渡った。

⑧処士がある岩に腰をかけていると、老翁が現れた。

⑨老翁は処士を待ち続けていたことを告げ、玉を授けて消えてしまった。

⑩処士が玉に耳をあてると、鳥達が歌合を催す相談が聞えてきた。

⑪処士が写し取ったこの歌合を（筆者は）借りて写した。

⑫処士はこれ以降、ますます和歌の道に励んだということである。

この跋文の主人公であり、鳥達の歌合を聞いて写し取った無軒処士なる人物については、全く不明である。ただし、異類歌合において、動物達の歌合をじかに見聞した人間を設定

するのは常套であり、「四生の歌合」でも、

：霜むすふ、にわのあさちふに、かすくあつまる、むしの、月にみへ待し。ねられぬま、に、まくらをそばたて、よもすから、かれらがありさまを、みぬたるに、いとあわれに、又おかしき事も侍りし程に、あけて、物かたりのたねにやと、おほゆるを、こゝに、かきつゝり侍る。

と記される。従つてこのような役割を担わされた無軒処士は創作された人物である可能性もあるし、実在の人物か否かということについては、これ以上考察する材料も持ち合わせていない。

しかし、それでもこの無軒処士に関しては、以下に引用するような気になる記述がある。これは無軒処士が友人を訪ねて江戸へと下る途次、三保の松原に留まったという箇所である。

東海道の順路にかゝりて、鳴海潟の塩干をなかめ、二村山をよ所に見なし、今切の渡りわつらひなく、とをつあふみをしのき、おもひきやと詠せしよの中山をこえ、うつの山うつ、にわけ入蔦の細道をたとり、駿河の国なる沖津のすくに一夜かりねを定めて立入ぬ。此所は北は山高く、石巖みねするとく、松風琴のしらへをかり、行人驛馬よるとなく昼となく行かひ物さはかしく、南は限りしられぬ滄海漫々として、雲の波、煙の浪、水や空そ

らや水ともよみしけしきのいはんかたなく、浦をへたて、三保の松原緑ふかく、あまくたりけん三保の松原とよませ給ひし事なと思ひ出て……

注意されるのは、「あまくたりけん三保の松原」と、羽衣伝説を詠んだ和歌の一節が引かれ、そこに「よませ給ひし」と尊敬表現が用いられていることである。跋文の地の文では「給ふ」は三回しか用いられていない。そのうちの二つが右の箇所なのである。この直前での二首の和歌（おもひきや・「水や空そらや水」の引用において「給ふ」がないことを思えば、ここでの使用には、何らかの意味があると見ることが出来る。これ以外の「給ふ」の例は、無軒処士が三保の明神へ参詣しようとした箇所（残る一例については後述）、

うしろをかへりみれば、ふしの高根雲にそひえ、峯の白妙の雪の光り春海に映して、いはんかたなし。打出てみればましろにそと赤人の詠し給ひし面かけも、かゝるけしきにこそ、としられぬ。

というように、歌聖山辺赤人に対して用いられている。となれば「あまくたりけん三保の松原」と詠んだ人物には、赤人に匹敵する評価が与えられていると見てよいのではないだろうか。

では、詠者はいったい誰なのか。実は極めて似た和歌が、寛文九年（二六六九）に編纂された烏丸光広の歌集「黄葉和歌集」巻第七羈旅部に収録されているのである。

1274 世にしらぬながめなればや天人のあまくだりにしみほの

松原

加えて、橘りつ氏の報告<sup>1)</sup>によれば、類題本である大分県臼杵市立臼杵図書館蔵写本においては、傍線部が「あまくたりけんみほの松原」となっており、「鳥歌合」と一致する。おそらく無軒処士が「思ひ出」たのは、この光広の和歌であろう。光広ならば、「給ふ」が用いられてもおかしくはないといえる。また、周知の如く光広は、勅使として幾度も江戸へ下向し、「あづまの道の記」・「東行記」・「春の曙」といった紀行を残している。右の和歌はそれらの作品に見えないものの、旅の途上に思い浮かべるものとして、適当なものだったのかもしれない。

しかし、ここでさらに注目すべきは、都を出る前の無軒処士の経歴である。

美濃の国何の郡とやらんに無軒處士といふ人あり。いづれの国の人といふ事をしらす。此人其むかし無下にいとけなかりし時より、九脚の家に給仕して凡三拾余年の光陰をかさね、もとより智恵さどく心すなほにしてさまいやしからず。先祖もた、しきほとにや、大和歌の道にも其器にあたり、ましてや其比世に亀鑑とせし御もとに侍れば、とにつけかくに付て此道のおもむきも承り傳えて詞の露光をみかき心の泉庭井ふかくつかふまつりてける

に、亜相世をさり給ひし折ふし、都をうかれ出て心の行方にさすらひ身を風塵にまかせつ、嘯きあるきけるに、さるへきすくせにや、此国にあしをと、めぬ。

右の跋文冒頭部分によれば、無軒処士は幼い頃から「九卿の家」に出仕し、それはおよそ三十余年に及んだという。この「九卿」とは、後に出てくる「亜相(大納言の唐名)」のことであろう。その「亜相」は和歌の道においては当時の「龜鑑」であり、無軒処士も彼から和歌を学んだようである。傍線部を見ればわかるように、三例の「給ふ」のうち、残る一つはここに使われているのである。では、ともに「給ふ」を用いられる「亜相」と、先ほどの烏丸光広とは何か関係があるのだろうか。

「江府」の名がある以上、無軒処士の生きていた時代として設定されているのを江戸幕府成立以後と見ることは許されよう。そこで幕府成立の慶長八年から「鳥歌合」成立の下限である宝永五年までの間に、大納言で没した人物を「公卿補任」によって調べてみると、五十一人がそれに該当するのだが、寛永十五年(一六三八)に没した烏丸光広もその中に含まれている。しかも光広は、慶長十一年(一六〇六)正月十一日に参議正四位上となり、元和二年(一六二六)二月十三日に権大納言に任ぜられているので、彼が公卿であったのは約三十三年間ということになり、それは無軒処士が出仕していた「三十余年」と微妙に重なっている。

無軒処士が仕え、そして和歌を学んだ「亜相」には、烏丸光広の如き人物が想定されているのではないだろうか。このように考えれば、無軒処士が光広の和歌の一節を「思ひ出す」ことも決して不自然なことではないであろう。そして、跋文の「亜相」に烏丸光広が投影されているというこの推測が許されるのならば、「鳥歌合」の成立も光広没後ということになるのだが、これ以上の深入りは避ける。

さて、もう一つ、この跋文において興味を覚えるのは、どこからともなく現れ、そして消えた老翁から与えられた玉によつて、無軒処士が鳥達の声を聞くことができたという点である。ここからすぐさま想起されるのは、「聴耳」「聴耳づきん」の話型であるが、ここで、看過できないのが安倍清明の伝承である。安倍清明の伝承については、渡辺守邦氏に一連の論考がある<sup>(1)</sup>ので、詳細はそちらに譲ることとし、ここではそれらの伝承の中でも、古浄瑠璃「しのたづまつきつね付あべノ清明出生」(以下「しのたづま」と「鳥歌合」とが非常に近いということを指摘したい。

「しのたづま」では、母である狐が、

さりながら此若、世のつねの、にんたいならず、せいじんの其後は、人をたすけ、よを道引、天下に一人の、物と也候はん、いて此若に、かたみとらせ申べし(第三)と言ひ、まず「天ち日月、人間せかい」の「あらゆること」を知ることで「こがねのはこ」、そしてさらに、



又すいしやうのことく成、か、やく玉を取出し、此玉を  
み、にあて、聞時は、鳥けだ物のなくこゑ、手に取こと  
くに聞しり、様々、きとく是おとし

と、鳥獸の声を解することのできる玉を清明(「しのたづま」  
は「はるあきら」)に与える。そして清明は、出世のきつかけ  
となつた鳥の話を聞くことになるのである。

いつく共なく、からす二ひき、とび来り、のきにとまり  
てしはしか間さへつりしを、はるあきら、あやしく思  
ひ、母のやかんがあたへし、くたんの玉を取出し、み、  
におしあて聞いたり(第四)

「玉」を耳に当てて鳥の話を聞く所が、「鳥歌合」における無  
軒処士の場合と同じであることは、一見して明らかである  
う。

参考に、「しのたづま」に先行するものを見てみると、最古  
の例である「臥雲日件録抜尤」では、鳥獸の声を聞く道具そ  
のものが記されておらず、「篋篋抄」では、耳に葉を塗つた  
ことで鳥獸の声を聞くことができるようになったとある。ま  
た、浅井了意作「安倍晴明物語」(寛文二年(一六六二)刊)で  
は、小蛇を救つたお札に清明は、「一青丸」を「耳と目」とに  
入れられたとする。この「青丸」は、後で、

鳥けだもの、なく声には。物いふ事、手にとるごとく  
に聞分る。これはそも、我ながら、いか成ゆへやらんと。  
思ふにも、かの竜宮にて、目と耳とに。葉をさ、れし故

也…

と記されることからわかるように、「葉」である。それと、「し  
のたづま」での「玉」とでは、決定的に違ふといわねばなら  
ない。以上の比較からも、「鳥歌合」が「しのたづま」に最も  
近いものであることが確認できると思われる。

#### 五 おわりに

以上、「鳥歌合」について、気付いたことを述べてみた。成  
立時期や作者などについては、ほとんどわからないというの  
が現状であるが、それでもこの作品が近世成立のものである  
ことは、ほぼ間違いないと思われる。また、跋文に関しては、  
「垂相」に鳥丸光広の投影があること、鳥の声を聞く場面が  
「しのたづま」のそれに酷似していることを指摘した。

ただ、和歌一首一首やそれぞれの判詞については、詳しく  
触れることができなかったし、跋文にしても、なぜ「三保の  
松原」に設定したのかなどという疑問も残る。それらは今後  
の課題ということにして、ひとまず稿を終えることにした  
い。

#### 注

(1) このような作品に関する研究としては、例えば、沢井耐三氏  
「鴉合戦物語」表現考——悪鳥編——(「国語と国文学」59—7

昭和57・7)・「鴉鷲合戦物語」表現考——神仏編——(「国語と国文学」60—10 昭和58・10)・「鴉鷲合戦物語」表現考——遊子伯陽説話の系譜と流布——(愛知大学国文学)24・25 昭和60・3)・「鴉鷲合戦物語」表現考——軍陣編——(「国語と国文学」65—5 昭和63・5)・石川透氏「ふくろうのさうし」の成立(「三田国文」10 昭和63・12)・「室町物語の成立背景——雀さうしの成立——」(「國學院雜誌」92—1 平成3・1)・「鳥獸戯歌合物語」の成立背景(「室町芸文論攷」平成3 三弥井書店、小坂典子氏「四生の歌合」と長嘯子「虫歌合」(「仏教文学」15 平成3・3)・渡辺守邦氏「あだ物語」考(「仮名草子の基底」昭和61 勉誠社)などがある。

(2) このほかにも、六番では、判詞の初めの方に、

左 雉  
 春の野の草にかくる、妻ゆへにわれもほろ、と鳴ぬ日はなし

右 鳩  
 手をくみて鳴音にすかす狩人に心おかる、秋そのものうき  
 春の野の草葉かくれの妻恋にほろ、となく思ひの鳴音にすかす秋のかり人、いつれもくおもひは切なるすかたにこそ侍れ。：

と、傍線に示したような意味不明の「の」があったり、十番の判詞の二行目では「本哥としてよめるを」の部分が見せ消ちになつていたりする例もあり、現存本が転写本である可能性が考えられる。

(3) 石川透氏「国立公文書館内閣文庫蔵『鳥歌合』解題・翻刻」

(「三田国文」13 平成2・6) 参照。  
 (4) 石川透氏「国立公文書館内閣文庫蔵『鳥虫あはせ』解題・翻刻」(「三田国文」14 平成3・6) 参照。  
 (5) この他にも気付いたものを、以下に挙げてみる。ただし、それらにしても「鳥歌合」と構成が一致するものはない。

・「おもはく哥合」(延宝九年(一六八一)刊。歌舞伎評判記だが、異類歌合の体裁を取っている。「歌舞伎評判記集成」別巻(昭和52年 岩波書店)所収)

一番(うそ・かしどり)、二番(ひがら・ひは)、三番(時鳥・こがら)、四番(しとど・しぎ)、五番(ちどり・山がら)、六番(石たたき・みさじ)、七番(るり・こまどり)、八番(うづら・きじ)、九番(もず・四十から)、十番(ひばり・せきれい)、判者 梅蘭鶯

・「鳥獸戯哥合物語」(歌合ではなく、上巻で鳥が、下巻で獣・虫が座を決めるために和歌談義をするというもの)

青鳥、鶯、城鳥、鶯、斑鳩、鷹、雁、郭公、喚子鳥、雲雀、雀、鳥、鶯、水鶏、鶏、山鳥、鳩、鴨、鶯、鴉、鴉、鴨、千鳥、安持村、鳩、鴉、鳩、鶯、鳩、鳩

・柿衛文庫蔵「鳥合」(俳諧句合。安都編。北村季吟判。寛文八年(一六六八)刊。丹波国柏原を中心とした俳士の諸鳥の句を左右に番えて十八番の句合とし、判詞を記したものである。題にちなむ鳥の絵を挿む。異類物ではない)

一番・二番欠、三番(千鳥・瑠璃)、四番(鶉・雀)、五番(櫻鳥・鶉)、六番(燕・雲雀)、七番(目白・茅澄)、八番(桃花鳥・椋鳥)、九番(鶉・鳴)、十番(猿子・頭鳥)、十一番(翡翠・鶉)、十二番(四十雀・山柄)、十三番(頭白・頭赤)、十四番(烏・鶉)、十五番(豆鳥・鶉)、十六番(連雀・八頭)、十七番(欠)・駒鳥、十八番(鷹・鶉)

(6) 例えば、「鳥虫あわせ」に関しては、はやく松田修氏が、判者のひきがえるは木下長嘯子、虫達は地下・素人歌人(特に河鹿を打它公範に比定)、鳥達は堂上・保守的専門歌人の見立であり、この作品が木下長嘯子と松永貞徳の反目を諷したものであると指摘された(「木下長嘯子論」(『日本近世文学の成立』昭和38 法政大学出版局)。近年それに対して、岡本聡氏は「鳥虫あわせ」が享和二年(一八〇二)の出来事であると考証されている(「鳥虫あわせ」をめぐって」(『近世文芸』67 平成10・1)。特に岡本氏論文では、各鳥虫達に具体的な人物が比定されていて非常に興味深いのだが、そのような推定が可能なのは、「鳥虫あはせ」が内閣文庫蔵「墨海山筆」という叢書の中で、その下敷きとなったとされる「堂上地下三十番歌合」と連続して収められていることや、何れも同じ詠者が登場するという構成上の大きな特徴を備えている点にある。それに対して「鳥歌合」には、そのような作者や成立事情を考えるヒントとなるべきものはなく、「鳥歌合」が、何かのパロディーであるのか、あるいは配列に際し何か参照にしたものはないのかなどという点は、現在のところ不明と言わざるを得ない。

い。  
(7) 同様の説は、「耳底記」(幽齋口述、烏丸光広筆記)にも見える。

(8) 土田将雄氏「細川幽齋の研究」(昭和51 笠間書院)の「文学年譜」による。

(9) 細川護貞氏「細川幽齋」(平成6 中公文庫)164頁参照。

(10) 「おもひきや」が、「新古今和歌集」等に収められる有名な西行歌であることはいまでもない。「水や空そらや水とも」は、「新後拾遺和歌集」・「統詞花和歌集」に説人不知で収められる「水やそら空や水ともみえわかずかよひてすめる秋のよの月」のことであろう。「雲葉和歌集」・「袋草紙」・「古今著聞集」等によれば、修理大夫俊綱に仕えていた田舎侍の詠である。様々な歌集や説話集に採られており、著名な和歌だったことがうかがえる。  
(11) 「黄葉和歌集」の類題本について(「文学論藻」49 昭和49・12)。「黄葉和歌集」については、この他、橘りつ氏の「黄葉和歌集」二・三の考察(「文学論藻」46 昭和46・6)を始めとする一連の論考や、大谷俊太氏「編者自筆本『黄葉和歌集』考説 付元禄版本の事」(『南山国文論集』15 平成3・3)などが備わる。  
(12) 「清明伝承の展開——阿倍晴明物語」を軸として——「清明伝承の成立——『蘆篋抄』の「由来」の章を中心に——(いずれも『仮名草子の基底』所収)など。  
(13) 延宝二年(一六七四)九月刊。伊藤出羽掾の正本であるらしい(『古浄瑠璃正本集』第四の解題による)。これを継承した山本角大夫正本「しのたづま」も存する。なお、「しのたづま」に関しては、説経「信太妻」が問題となるが、正本のない幻の説経であ

るので、触れることはしなかった。

(14) 渡辺氏は「清明伝承の成立」(注12)において、現存「臥雲日件録」が抄出本であることから、鳥獣の話を解する靈宝の欠落は抄出に起因する可能性を指摘される。

(15) 渡辺氏は「清明伝承の展開」(注12)において、古浄瑠璃「しのたづま」が「阿倍晴明物語」を典拠に用いたと指摘される。

(やまざき・じゅん 本学大学院博士後期課程)